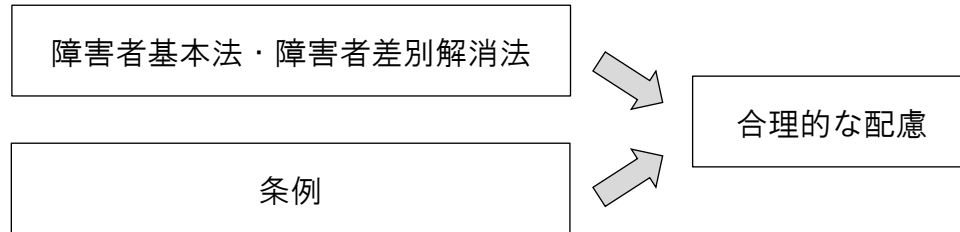


①合理的配慮の定義を設ける場合

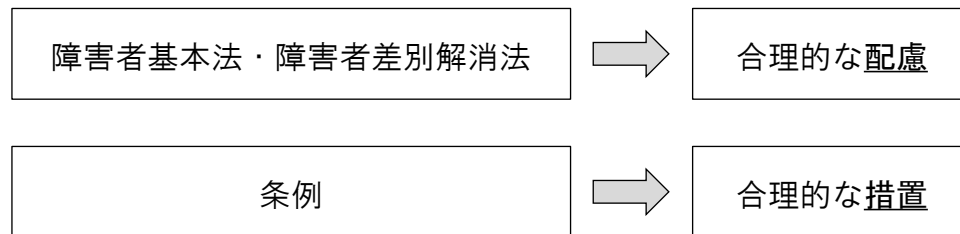
「合理的な配慮」とは、全ての障がい者が障がい者でない者と等しく基本的人権を享有することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものをいう。



・「配慮」を使う点で、イメージの払しょくに課題は残るが、条例の定義を法律の説明にも使うことができ、法律と条例の一体的運用を確保できる。

②合理的配慮以外の用語を使用する(合理的な措置、合理的な変更又は調整など)

「合理的な措置」とは、障害者差別解消法第7条第2項に規定する必要かつ合理的な配慮をいい、全ての障がい者が障がい者でない者と等しく基本的人権を享有することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものをいう。



①用語を変える点で、イメージの払しょくには効果的だが、条例の用語(合理的な措置など)を法律用語に置き換えることはできない。

⇒条例の定義は、条例上の約束事にとどまり、互換性がない。

②法律に基づく取組では、「合理的な配慮」を使わなければならない、用語の併存が法律と条例の一体的運用の支障になる。